

平成 29 年度年末年始特命特別警戒実施中

(12月15日～1月15日)



『火の用心 ようじん ことばを形に 習慣に』

平成29年度全国統一防火標語



12月15日から1月15日までの期間、年末年始特命特別警戒が実施されます。年末年始の忙しい時期、火災予防がおろそかになりがちです。一人ひとりが火の取扱いに十分注意し、年末年始を過ごしましょう。

住宅防火 いのちを守る7つのポイント

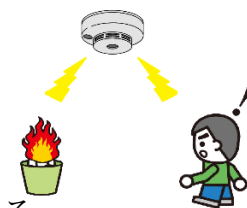
みなさんは3つの習慣・4つの対策に注意して生活しましょう。

3つの習慣

- **寝たばこ**は、絶対やめる。
- **ストーブ**は、燃えやすいものから離れた位置で使用する。
- **ガスコンロ**などのそばを離れるときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、必ず**住宅用火災警報器**を設置する。
- 寝具、衣類及びカーテンからの火災を防ぐために、**防災品**を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、**住宅用消火器等**を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、**隣近所の協力体制**をつくる。



住宅用火災警報器

Q住宅用火災警報器ってなに？

住宅用火災警報器は、煙や熱を感知し、音や音声により警報を発して火災の発生を知らせてくれる機器です。無線と連動し、他の部屋にも火災を知らせるタイプや、難聴者にも配慮した音と光で知らせるものも販売されています。

Qどうして設置するの？

平成23年から全ての世帯で住宅用火災警報器の設置が消防法により義務付けられました。平成28年に全国で発生した住宅火災での死者は885人と、火災による死者全体の約61%を占めています。さらに住宅火災の死者数のうち約半数の440人が、逃げ遅れが原因で亡くなっています。就寝中などでの逃げ遅れを防ぐためにも、ぜひ設置しましょう。

Qどこに設置するの？

住宅用火災警報器は、寝室と寝室がある階の階段上部に設置することが必要です。ゲストルームなどの、一時的に寝室として使用する部屋も含みます。

詳しくは・・・<http://www.119-aizu.jp/kasaiyobou/jyukeiki.htm>

Qどこで買えるの？

お近くのホームセンターや電器店、消防用品販売店から購入できます。価格はメーカーや種類、機能等により異なります。

新しく買う場合は、検定マーク(右図)の付いたものを選びましょう。



Qいつまで使えるの？

設置から10年を過ぎると、電子部品の寿命や電池切れで煙等を感知しないおそれがあり、大変危険です。このため10年を目安に交換をおすすめします。

また、新しいものでも、きちんと作動しないものは、電池切れか故障が考えられます。定期的に警報音の確認(ボタンを押す、付属のひもを引くなど)を行って下さい。

Q消防署でも販売しているの？

消防本部及び消防署での販売、または訪問販売は一切行っておりません。消火器、住宅用火災警報器等の悪質な訪問販売がありましたら、お近くの消防署や消費生活センターにご連絡ください。

ご相談については最寄りの消防署までお願いします。

会津若松消防署	25-1200
猪苗代消防署	62-4433
会津坂下消防署	83-4100
会津美里消防署	54-3934

